

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症対応資金

(保証料等補助型) “いわゆる無利子・無担保の融資制度”

が創設されました。

ご利用いただける方	大阪府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、セーフティネット保証4号もしくは5号、危機関連保証の認定を受けた方
資金用途	運転資金 ・ 設備資金
お借入金額	4,000万円（無担保）※3,000万円から1,000万円増額されました。
お借入期間	10年以内（据置5年以内）
●下記の条件 (a)を満たせばお借入金利が一定期間無利子で、(c)または(d)を満たせば保証料が減免となります。	
お借入金利	年1.20% (a) 売上高15%以上減少している方、または小規模企業者に該当する個人事業主で、売上高5%以上減少している方は、 <b>当初3年間は無利息</b> となります。
保証料	年0.85% (b) 経営者保証免除対応適用の場合は、年1.05%です。 (c) 売上高15%未満減少の方は、保証料が1/2に減免されます。 (d) 売上高15%以上減少の方もしくは、小規模企業者に該当する個人事業主で、売上高5%以上減少の方は、 <b>保証料はかかりません。</b>
お申込受付期間	令和2年6月15日（月）から令和2年12月31日（木）までが保証申込受付期間となります。
その他	他の保証制度とあわせてお申込み・ご利用いただけます。
既往債務の借換	信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資（本制度）への借換が可能です。 詳しくは、当金庫本支店の相談窓口にお問い合わせ下さい。

審査の結果によっては、お申込をお断りする場合や、ご利用について、ご希望に添えないこともございますので、ご了承下さい。

詳しくは、当金庫本支店の相談窓口にお問い合わせ下さい。

